

**令和 8 年度新潟県求職者マッチング支援事業  
求職者マッチング支援業務委託仕様書**

本仕様書は、令和 8 年度新潟県求職者マッチング支援事業のうち求職者マッチング支援業務（以下、「本業務」という。）の業務委託について、受託事業者に対する委託業務内容を示すものである。

## 1 事業の概要

### (1) 目的

新潟県求職者マッチング支援事業は、本県の人手不足分野（製造、建設、福祉、情報通信業等）の仕事の魅力を発信し、人手不足分野へ就職を希望する求職者（以下、「求職者」という。）と人手不足分野の求人中の企業（以下、「求人企業」という。）のマッチングイベントを開催するとともに、キャリアコンサルティング、企業見学等を実施し、直接就職、または様々なリスクリングへ誘導することにより、求職者と求人企業のニーズに合わせた雇用機会の提供、キャリア形成の支援を行い、地域における良質な雇用の実現を図ることを目的とする。

### (2) 本業務の概要

本業務は、上記(1)の目的を達成するため、本県の人手不足分野の仕事の魅力を発信と人手不足分野の就職を希望する求職者と人手不足分野の求人企業のマッチングイベントを開催するとともに、キャリアコンサルティング、企業見学等を実施し、直接就職、または様々なリスクリング（職業訓練）へ誘導するものである。

### (3) 本業務の実施地域

上、中、下越地域において実施すること。

- ① 上越地域 : 上越市及びその周辺地域（柏崎市を含む）
- ② 中越地域 : 長岡市及びその周辺地域
- ③ 下越地域 : 新潟市及びその周辺地域

### (4) 本業務の対象者

#### ア 求職者

人手不足分野の求人企業へ就職を希望する者で、かつ、以下の要件を満たす者。

- ① 公共職業安定所に求職申込みを行っている者。
- ② 公共職業安定所長より受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者。
- ③ 特定の求人企業に、委託訓練を通じた一定の能力習得を前提に、雇用されることを希望する求職者。

#### イ 求人企業

公共職業安定所に求人申込みを行っている求人企業であること。

また、求人セット型訓練による職業訓練実施の受入れが可能であること。

## 2 本業務の業務成果目標

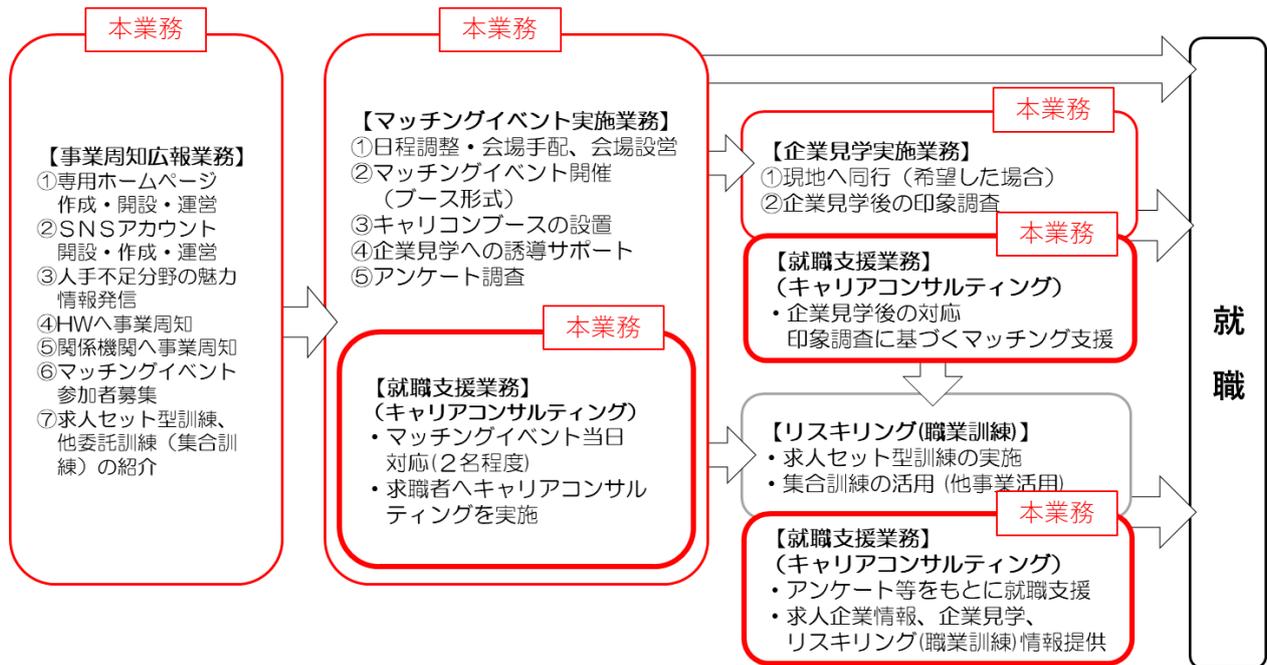
- (1) マッチングイベントへの参加者数 240人  
 (上・中・下越3地域×20人×年4回≒1地域80人)
- (2) 企業見学への参加者数 60人  
 (上・中・下越3地域で20人ずつ)
- (3) 本事業を活用した求職者の就職者数 30人  
 (訓練受講者の目標数を30人(うち20人は求人セット型訓練(上越地域6人、中越地域7人、下越地域7人を目標とする。))とし訓練修了後の就職者及び直接就職者数を含む。)
- (4) 前述の(3)のうち良質な雇用による正社員就職者数 20人

## 3 本業務の実施内容

事業の目的を達成するため、以下の業務を行うこと。

業務名	業務内容
事業周知広報業務	①専用ホームページの作成及び開設、運営 ②SNSの活用(アカウント作成及び運営) ③上記①、②による人手不足分野の仕事の魅力・情報発信 ④ハローワークへ事業及びイベント周知、参加者募集依頼 ⑤求人企業への事業周知、協力依頼及び関係機関への事業周知 ⑥マッチングイベント参加者(求職者)募集 ⑦求人セット型訓練、他の委託訓練(集合訓練)の紹介
マッチングイベント実施業務	①日程調整及び会場手配、会場設営 ②マッチングイベント開催(ブース形式) ③求職者、求人企業に企業見学への誘導サポート ④アンケート(紙、電子媒体等)調査
企業見学実施業務	①現地へ同行(希望者に限る) ②企業見学後の印象調査(求職者、求人企業両者)
就職支援業務 (キャリアコンサルティング)	①マッチングイベント当日対応(2名程度) ・求職者の希望によりキャリアコンサルティング実施 ・求職者と求人企業のマッチング支援
	②企業見学後の対応 ・印象調査に基づくマッチング支援 ・求職者に対するキャリアコンサルティング、求人企業紹介
	③追跡調査・就職支援 ・アンケート等をもとに就職支援の実施(希望者に限る) ・求人企業情報、企業見学、リスキリング(職業訓練)情報提供

## 【業務全体イメージ】



## 4 本業務の運営・実施体制

### (1) 事業責任者の配置（1名）

本業務を統括するための事業責任者を配置し、主として以下の業務を行う。

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務全体の運営管理、関係機関及び職場実習受入れ先となる求人企業との連絡調整</li> <li>・実施する業務の品質管理</li> <li>・各運営スタッフの管理・指導及び支援</li> <li>・緊急時の対応</li> <li>・その他事業を実施する上で必要と認められる事項</li> </ul>
------	---

### (2) キャリアコンサルタントの配置（2名）

本業務の就職支援業務を行うための職員を配置し、主として次の業務を行う。

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチングイベント時の求職者の希望によりキャリアコンサルティング実施</li> <li>・マッチングイベント時の求職者と求人企業のマッチング支援</li> <li>・企業見学後の印象調査に基づくマッチング支援</li> <li>・企業見学後の求職者に対するキャリアコンサルティング、求人企業紹介</li> <li>・マッチングイベント後のアンケート等をもとに就職支援の実施（希望者に限る）</li> <li>・マッチングイベント後の求人企業情報、企業見学、リスキング(職業訓練)情報提供</li> </ul>
------	--

### (3) 運営スタッフ（1～2名）

本業務の実施・運営を行うための職員を配置し、主として次の業務を行う。

業務内容	<p>【事業周知広報業務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・専用ホームページの作成及び開設、運営</li><li>・SNSの活用（アカウント作成及び運営）</li><li>・人手不足分野の仕事の魅力・情報発信</li><li>・ハローワークへ事業及びイベント周知、参加者募集依頼</li><li>・求人企業への事業周知、協力依頼及び関係機関への事業周知</li><li>・マッチングイベント参加者（求職者）募集</li><li>・求人セット型訓練、他委託訓練（集合訓練）の紹介</li></ul> <p>【マッチングイベント実施業務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日程調整及び会場手配、会場設営</li><li>・マッチングイベント開催（ブース形式）</li><li>・求職者、求人企業に企業見学への誘導サポート</li><li>・イベント終了時のアンケート（紙、電子媒体等）調査</li></ul> <p>【企業見学実施業務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地へ同行（希望者に限る）</li><li>・企業見学後の印象調査（求職者、求人企業両者）</li></ul>
------	---

## 5 本業務に関する定例報告及び業務完了報告書の提出等

### (1) 月次報告

目標に対する実績、主な業務の進捗状況・実績（参加者数など）

【提出期限】翌月 10 日まで（休日の場合は翌開庁日）

### (2) 中間報告

令和 8 年 10 月末現在の目標に対する実績、業務の実施状況詳細・実績（参加者数等）、効果を上げたポイント、必要により目標達成に向けた課題・改善ポイント等

【提出期限】令和 8 年 11 月 10 日まで

※ (1)、(2)の他、新潟県から要求があったときは随時、実施状況を報告すること。

### (3) 業務完了報告書

前述「1 (5) 本事業の業務内容」のすべての業務完了後、業務完了報告書（任意様式）を速やかに提出すること。

【提出期限】令和 9 年 3 月 31 日まで

## 6 留意事項

(1) 本業務は、国の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用して実施するものであるため、業務委託契約書及び仕様書に定めるもののほか、国の実施要領その他の国の指導等に基づく要件を付するものである。

(2) 受託者は、新潟県が行う各種就職支援事業の周知などに協力すること。

- (3) 受託者は、本業務の全部を他の事業者等に委託することはできない。  
ただし、一部の業務等を他の事業者等に委託することが効果的と認められる場合は、あらかじめ新潟県に承認を受け再委託することができるものとする。
- (4) 受託者は、本業務に関わる者の管理について、一切の責任を負う。
- (5) 受託者は、本業務において配置したすべての者に関して、新潟県、外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (6) 受託者及び本業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (7) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年10月25日新潟県条例第32号)に基づき、適正に取り扱うこと。
- (8) 本業務を通じて作成した資料等について、著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、原則として新潟県に無償で譲渡すること。また、本業務の完了後においても肖像権及び著作権の関係で問題が生じないよう整理し、使用料等の支払いが必要な場合は、委託料の範囲内で受託者が負担すること。
- (9) 本業務の実施における危機管理体制(緊急連絡網等)について、本事業開始時に新潟県に報告する。
- (10) 受託者は、業務の実施に当たり自己が所有する設備、機械・器具及び備品(以下「機器等」という。)を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録すること。
- (11) 本業務の実施に当たっては、受託者が本業務のプロポーザルの際に用いた提案書及びその説明内容に基づき誠実に実施するものとする。
- (12) 本仕様書に定めるもののほか疑義が生じた場合は、新潟県及び受託者双方で協議して決定するものとする。